

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 アンカー
主たる事業所の所在地	旭川市末広2条15丁目3-7
代表者(職名・氏名)	代表取締役 坂田 龍亮
設立年月日	平成2年4月3日
電話番号	090-6697-9076

2. ご利用事業所の概要

ご利用の事業所の名称	訪問看護ステーション パーム
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒070-0024 旭川市東4条4丁目1-15 クオリア1階
電話番号	0166-64-6919
指定年月日・事業所番号	令和4年4月1日 0162990675
管理者の氏名	新井 和幸
通常の事業の実施地域	旭川市・当麻町・愛別町・比布町・鷹栖町

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。利用者の病状悪化防止や要介護状態の軽減に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う。また、関係市町村や保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護(又は介護予防訪問看護)は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者様からの電話相談については、24時間受付いたします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2名(非常勤2名)
准看護師	常勤 1名
作業療法士	常勤 1名(非常勤1名)

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問看護職員)及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	新井 山岸 大井 山崎 木村 中村 坂田
管理責任者の氏名	新井 和幸

8. 利用料

(1) 訪問看護の利用料金

別紙参照

(2) 加算について

別紙参照(提供サービス内容により、ご利用者の同意のもと加算が発生いたします)

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用負担金の50%
利用予定日の当日	利用負担金の100%

(4) 支払い方法

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合直前の平日)までに、訪問に伺った職員に現金でお支払ください。

(4) 交通費

- ① サービスを提供する区域を越え、片道10km未満・・・無料
- ② サービスを提供する区域を越え、片道10km以上20km未満・・・200円
- ③ サービスを提供する区域を越え、片道20km以上・・・400円

9. 緊急時における対応方法

(1) 急変・緊急事態

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(続柄)	
(家族)	電話番号	

(2) 24時間対応について

安心して在宅療養ができるよう、夜間・休日も含む24時間、利用者又はその家族からの電話による連絡及び相談を受け付けます。連絡を受けた当ステーションの職員は、連絡もしくは相談の内容を踏まえ、必要に応じ看護師・主治医への報告ならびに指示を仰ぎます。また、緊急性に応じて訪問対応も行います。当ステーションでは、夜間休日において常時1名の職員による24時間のオンコール対応をしております。緊急訪問の際には、看護師の到着に時間を要する可能性があることを予めご了承ください。

※24時間、365日必要に応じ連絡や訪問できる体制にある場合、加算されます。

緊急時の連絡先

- ① 0166-64-6919
- ② 080-9157-1527
- ③ 080-7560-8341

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専

門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当	新井 和幸
	電話	0166-64-6919
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	旭川市役所 介護保険課	0166-25-6485
	旭川市役所 国民健康保険課	0166-25-6247

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選任(管理者 新井和幸)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

(3) 個人情報の使用について

- ① 患者の円滑な在宅での療養を実現するためには、患者をとりまく家族、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため適切な連携を行うにあたって下記の事項のご了承をお願い致します。
 - 1) 円滑な自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、その他の関係者と連携を図る目的で、担当者会議などで個人情報を利用する場合があります。
 - 2) 医療従事者や介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。

14. 賠償責任について

事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、

利用者に対して速やかに損害を賠償します。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、ご了承ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 医療従事者の育成のため、医療関係者または学生の実習を受け入れる場合があります。訪問に同行する場合は、予め説明させていただきます。個人情報の取り扱いに関しては、事業所のルールに従い対応致します。